

第 5 期久留米市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画実施状況まとめ

「久留米市第 5 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間の中間年度である平成 25 年度において、現時点までにおいて同計画に係る各施策について進捗状況を確認した結果は次のとおりである。新たに介護ボランティア支援事業を開始するなど介護予防の取組みの充実を図ることで高齢者の健康維持に寄与したほか、地域包括支援センター等関係機関との連携により虐待に関する相談・対応が推進された。一方で、指標の目標を達成できていないものも目立つ。

今後については、本計画の最終年度である平成 26 年度において全ての事業が目標を達成できるように、課題等を整理し、更なる事業の推進を図っていく必要がある。

▽各指標の目標達成状況

大区分	24 年度		25 年度（見込み）		
	達成	未達成	達成	未達成	未確定
健康づくりと介護予防の推進	2	6	4 うち新規 2	2	4
地域包括ケア体制の整備・推進	4	4	5 うち前年度 未設定 1	4	—
高齢者の権利擁護	2	4	3	3	—
認知症高齢者とその家族の支援	3	1	2	2	—
生活環境の整備	3	1	0	4	—
高齢者の積極的な社会参加	6	8	9	5	—
介護保険事業の円滑な実施	0	3	0	3	—
合 計	20	27	23	23	4

※事業により指標の設定が毎年度でないものや設定のないものがある。

同計画における各区分の総括は以下のとおりである。

1. 健康づくりと介護予防の推進

(1) 健康づくりの推進〔健康福祉部〕

久留米市における健康づくりの指針となる「健康くるめ 21」の計画期間が平成 24 年度に終期を迎えたことから、平成 25～34 年度を計画期間とする「第 2 期健康くるめ 21」を策定した。この計画に基づき、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」、「健康に関する生活習慣の改善」等に取り組んでいる。

平成 25 年 4 月には組織改正を行い、個別の指導・啓発を充実させるとともに、

対象者を総合的に見る体制を整備し、生活習慣病予防に努めているところである。

しかしながら特定健康診査受診率（平成 24 年度法定報告 33.2%）、特定保健指導利用率（平成 24 年度法定報告 9.3%）はいずれも国の定めた目標値に達しない状況にあり、実施率向上のための更なる取り組みが必要である。

（2）介護予防の推進〔健康福祉部〕

介護保険第 1 号被保険者等を対象として、平成 25 年度からは、「ドレミ ♪ で介護予防！！」や「くるめ元気脳教室」を新たに実施するなど介護予防に関する知識や技術習得のための各種一次予防事業の充実を図った。また、みつめてほシート（基本チェックリスト）により介護状態になる恐れのある二次予防事業（「生きがい健康塾」「プールで健康教室」等）の対象者を把握し、介護予防ケアマネジメントを実施するなど、効果的な事業実施に努めた。その他通所型・訪問型の介護予防事業として各種教室や相談事業等を実施しているが、参加者・利用者は伸びておらず、事業のあり方についての検討が必要となっている。

また、国では、社会保障と税の一体改革に関連して、社会保障審議会の中で、要支援 1・2 の方への介護予防給付を地域支援事業と合わせた「新しい総合事業」とする見直しが検討されており、今後の事業のあり方について注視する必要がある。

2. 地域包括ケア体制の整備・推進

（1）地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の構築〔健康福祉部〕

地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を担う地域包括支援センターについては、平成 24 年度、平成 25 年度にそれぞれ 1 箇所ずつ増設し、現在は、日常生活圏域 11 に対し、7 箇所の設置となっている。

また、地域包括ケアシステムの構築については、現在、同センターと構築の手法等について、協議を進めているところである。

（2）単身高齢者及び高齢者世帯の在宅生活支援〔健康福祉部・社会福祉協議会〕

食の面から高齢者の健康維持と自立支援に寄与することを目的とした配食サービス事業を実施しているが、民間事業者によるサービス提供もなされているためか、実利用人員の減少が課題となっている。（24 年度実利用人員 102 人、配食総数 17,097 食、委託事業者数 10）

また、心疾患等の慢性疾患があり、日常生活上で常時注意が必要な、概ね一人暮らしの高齢者や身体障害者を対象に緊急通報システム貸与事業を実施しているが、利用者数が減少傾向（24 年度 298 台）にある。

日常的な見守りについては、高齢者の単身世帯をはじめとする見守りが必要な世帯に対し、地区社協が組織した「校区ふれあいの会」の構成員が訪問活動を行っている。また、見守りのほか孤独解消や体調悪化時等の緊急時対応などの役割を担っている。今後は同組織の未設置地区における組織化の支援に努める必要が

ある。(24年度実績 32地区計 2,758人の構成員が 8,242世帯(16,390人)を対象に訪問活動実施)

(3) 介護家族への支援〔健康福祉部〕

家族介護者の肉体的・精神的負担の軽減を目的として、在宅介護に必要な基本的知識・介護技術習得のための講座を行ったほか、特に支援が必要となる認知症介護については、認知症介護の基本的技術に加えて介護者のストレスケアの方法等についての講座を実施した(24年度受講者 基礎講座 37人、認知症講座延べ 77人)。

また、介護する家族が病気等により介護ができなくなった場合に高齢者が高齢者福祉施設等に入所できるショートステイ事業を実施したほか(24年度実績 3人)、おむつ購入のための費用の一部助成により経済的負担の緩和を図った。(24年度支給決定者 300名)

これらについては要件外の高齢者からのニーズもあり、どのように対応するかが課題である。

(4) 災害時のための援護体制〔健康福祉部・久留米広域消防本部〕

災害時要援護者名簿について各校区で説明会を行い 23校区で名簿作成を開始、32校区で名簿の共有を開始したところであるが、平成 25年 6月の災害対策基本法改正等を受け、事業の見直しや要援護者の具体的な支援方法の確立が課題となっている。

また、居住環境・施設利用環境の安全と防火防災意識の向上を目的として、一人暮らしの高齢者宅や介護保険施設等を対象に防火指導等を実施している。現在はそのうちの希望者のみに対応しており、より多くの機会を高齢者や事業所へ提供することが課題である。(24年度 単身高齢者防火指導 267件、緊急通報システム設置者防火指導 198件、介護保険施設への防火指導 80施設)

3. 高齢者の権利擁護

(1) 虐待防止及び発生時の適正かつ迅速な対応へのネットワーク構築〔健康福祉部〕

高齢者虐待防止のための講演会や養介護施設従事者向けの虐待防止研修等の啓発事業を実施し、市民や施設職員の高齢者虐待防止に係る意識の向上に努めた。

また、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターでは、介護・医療・保健・福祉等の各種相談に応じているほか、虐待や消費者トラブル等高齢者の権利擁護に関わる相談についても、必要に応じて各種関係機関と連携しながら問題解決に向けた支援を行っている。(24年度相談件数 4,077件)

しかしながら、高齢者人口の増加に伴う相談件数の増加や処遇困難事例、虐待事例の増加(24年度新規虐待通報・相談件数 77件 認定件数 57件)、また虐待そのものの事実確認や対応・支援が難しいこと等から、一層の相談体制の強化及び関係機関との連携・協力が課題となっている。

(2) 悪質商法等の被害や人権侵害からの保護〔協働推進部〕

悪質商法等による消費者被害の防止へ向けて、消費者相談や出前講座をはじめとする啓発を定期的実施しているが、手口が複雑化・巧妙化しており、関係機関との連携の充実が必要であるとともに、相談者の掘り起こしが課題である。

(24年度 消費生活相談件数 1,157件/3,788件、出前講座 23回/24回、自主講座 13回/14回 ※(高齢者対象/全体回数))

(3) 成年後見制度の普及〔健康福祉部〕

講演会や出前講座を通して成年後見制度の普及・啓発に努めた。(講演会 5回開催：157人参加、出前講座 9回：287人参加)

また、今後予想される認知症高齢者の増加等による後見人等不足を解消するため、後見等業務の新たな担い手として期待される市民後見人の養成講座を実施した。(24年度 受講者 50人中 42人修了 名簿登録者 29人)

なお、平成 24 年度における成年後見制度市長申立ては 5 件となっている。

(4) 高齢者の権利擁護等に関する相談支援〔協働推進部〕

高齢者相談(24年度 219件)、女性の生き方支援のための相談(24年度総合相談 704件、法律相談 12件)両事業ともに関係機関との連携を強化し、また、相談員の技術向上に努めることで迅速かつ適切な支援の充実を図る必要がある。

4. 認知症高齢者とその家族の支援

(1) 認知症予防の推進〔健康福祉部〕

認知機能やコミュニケーション機能、身辺自立機能等の維持・改善を目指すとともに、適度な運動を生活習慣に取り入れることで、総合的に認知症の発症を予防することを目的とした「くるめ元気脳教室」を 25 年度から新たに実施している。

(全 20 回×5 圏域 (定員各 20 名))

(2) 認知症高齢者と家族の総合支援〔健康福祉部・社会福祉協議会〕

久留米市と医師会、久留米大学を中心として構成する「久留米認知症ネットワーク研究会」において、介護福祉サービス事業者等を対象に研修会を開催することにより啓発を進め、認知症の早期発見と早期治療・介護及び地域連携を推進している。(24年度実績 研修会 2回開催)

また、高齢者本人やその家族からの相談に対し、認知症専門家が適切な相談・助言を行い必要に応じ円滑に医療機関等へ繋ぐ「ものわずれ相談」事業や(24年度実績 相談件数 40件)、介護予防関連事業に関わるスタッフ等を対象に認知症に関する正しい理解と適切なケアのあり方についての研修を行い、ケアスタッフの質向上に努めている。(24年度実績 35名参加(開催1回))

その他、認知症等により判断能力が低下し援助の必要となった高齢者に対し自立した生活を送れるよう福祉サービス及び介護保険サービスの利用や日常的な金

銭管理等を支援している。(24年度実績 利用者 221名)

(3) 認知症の啓発推進、サポーター等養成〔健康福祉部〕

認知症についての正しい理解と認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して「認知症サポーター」を養成している(24年度実績 2,256人養成(累計 4,759人))。また、地域・職域団体等において認知症サポーター養成講座の講師役となる「キャラバン・メイト」を養成している。(24年度参加者 フォローアップ講座 3回 累計 117人 登録メイト数 147人)

認知症サポーターを養成していくためにも、「キャラバン・メイト」をいかに活用していくかが課題となっている。

(4) 認知症高齢者の地域での見守り〔健康福祉部〕

認知症高齢者等を早期に発見、保護し、生命・身体の安全を確保するために、関係機関等と「久留米市高齢者等SOSネットワーク協議会」を運営し、協力団体との連携を図り、速やかな徘徊高齢者の家族への連絡や施設への一時保護に取り組んでいるほか、保護した徘徊高齢者等を速やかに家族のもとへ送り届けるため「徘徊高齢者等あんしん登録制度」を実施している。(24年度実績 保護件数 0件、あんしん登録制度登録件数 45件(登録件数累計 113件))

今後増加が見込まれる認知症高齢者が安心して地域で生活していくために、同協議会の構成団体間の連携強化や関係者の認知症へ理解を深めることなどが課題となっている。

さらに、地域包括ケア体制の整備・推進へ向け、高齢者の相談機会・窓口の拡充を図り、また地域包括支援センターをはじめとする関係機関相互の連携強化に努めている。今後連携強化や情報共有化はもとより、地域課題の把握・分析の強化が課題となっている。

5. 生活環境の整備

(1) 高齢者が安心して暮らせる住居等の整備〔健康福祉部・都市建設部〕

単身高齢者等への市営住宅入居支援(24年 20戸)、市営住宅のバリアフリー化の推進(2棟 94戸、既存住宅のリフォーム 1戸)、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについての情報提供(24年度登録件数サ高住 8件、有料 9件)、介護者の負担軽減を図るための住宅改造費の一部助成(24年度 4件)を実施している。

(2) ユニバーサルデザインのまちづくり〔商工観光労働部・都市建設部〕

公共施設や歩行空間のバリアフリー化(24年度実績 市営住宅・学校等 17施設、歩道 6箇所)やタウンモビリティ(24年度実績 毎週木土日 156回実施)について継続して推進している。

(3) 高齢者が円滑に移動できる交通環境の整備〔都市建設部〕

公共交通が不便な地域における移動制約者の日常の移動を支援するため、城島地域において「デマンド乗合タクシー」の試験運行を実施しており、本市に適し

た生活支援交通の導入に向けた検討を行っている。また、生活支援交通の導入にあたっては、地域の実情に即した輸送サービス実現に必要な事項を協議するため「久留米市地域公共交通会議」の運営を行っている（24年度3回開催）。

6. 高齢者の積極的な社会参加

(1) 高齢者の就業支援〔商工観光労働部〕

シルバー人材センターの運営を支援することで高齢者の就業機会の増大・福祉の増進を図り、生きがいきくりと社会参加を促進している。（24年度末会員数1,374人）

また、ジョブプラザにおいて就労・生活に関する相談に対応している（24年度実績延べ623件）ほか、「福岡県中高年就職支援センター」の窓口を設け、中高年求職者に対する専門的な支援を行っている。（毎週月曜日 24年度実績延べ651件）

25年度からは新たに「福岡県70歳現役応援センター」の窓口を設置し、特に利用が増えている高齢求職者に対する相談業務や就職の支援を行っている。（毎週水・金曜日）

今後も、高齢者の様々なニーズに応じた就業支援事業を推進していく必要がある。

(2) 高齢者間及び高齢者と他世代との交流促進〔健康福祉部・教育部〕

老人クラブの活動支援や老人いきいの家の管理運営を通して高齢者間の交流の場・活動の場を提供し、社会参加の促進を図っている。（24年度実績 老人クラブ会員数26,132人、老人いきいの家延べ利用数104,870人）

しかしながら社会参加の一つの資源である老人クラブの会員は減少傾向にあり、今後いかに会員を増やしていくかが課題となっている。

また、世代間交流については、総合的な学習の時間を活用して、高齢者とのふれ合いを広げ深める学習や施設との交流等、児童生徒の福祉に関わる識見を高めるとともに、高齢者の生きがいきくりにも繋がる双方向的学習活動を行っており（24年度実績 高齢者との交流を目的として施設訪問や学校への高齢者の招待を行った学校 小学校29校、中学校5校）、今後一層の事業の充実が求められている。

(3) 生涯学習・生涯スポーツの推進〔市民文化部・健康福祉部〕

高齢者が知識や技術を習得し、地域における活動の中でそれらを地域や学校、各施設において発揮する機会を創出することで、生きがいきくりや社会参加の推進を図っている。（セカンドライフ応援講座、えーるピアシニアカレッジ、サークルバンク、パソコン教室）

また、スポーツや文化活動、地域のスポーツクラブの創設・活動支援においては、健康増進と併せた生きがいきくりを推進しており、今後地域に定着した世代間交流へ向けた取組みとしての役割も期待される。

(4) 社会貢献活動の促進〔協働推進部・健康福祉部・環境部〕

市民活動に関する情報提供や資金援助、人材育成を通して、高齢者の活動参加のきっかけ作りや社会貢献活動等への参加促進を図っている。また、社会貢献活動の一つであるくるめクリーンパートナーは高齢者をはじめ多くの登録者により継続的に活動がなされ、不法投棄やポイ捨て防止に係る市民啓発の推進にも寄与している（24年度実績 登録者数 17,656人*自治会の高齢者の割合が高い）。

今後高齢者の社会貢献活動のさらなる推進・充実を図るため、効果的な情報発信・周知のあり方について検討していく必要がある。

7. 介護事業の円滑な実施〔健康福祉部〕

(1) 介護保険サービスの質の確保

介護支援専門員・介護サービス事業者への研修会、集団指導や実地指導、介護相談員による施設等入所者への支援（平成24年度実績 訪問対象施設数 59か所）等により、介護保険サービスの質の確保に努めている。また、介護人材の育成雇用プログラム等を実施し、介護分野への雇用機会の提供や就労支援、定着率の向上を図るための支援を行い一定の成果を上げたが、24年度で財源としていた国の緊急雇用創出事業の実施期間が終了したため、新たな財源の確保を検討している。

(2) 給付適正化への取組み

居宅介護支援事業所や訪問介護事業所に対するケアプランチェックの実施（平成24年度実績 118プラン）、介護レセプトと医療レセプトの整合性チェック、住宅改修における現地確認等により適正な保険給付の確保に努めた。また、不正な介護給付費の請求等に関しては指定取消し等の処分を実施するとともに給付費を返還させるなど厳正な対応に努めている。事業所職員の入替わり等で適正化の効果が継続しないなどの問題もあるが、より効果的な方法及びケアプランチェックを行う対象を検討しながら指導・支援を行っていく。

(3) 適正な要介護認定の実施

新任の調査員については、福岡県で行われている認定調査員新任研修に参加、調査員指導にあたる職員については、認定調査に関する指導者層の育成・充実を目的とした調査員指導員養成研修への参加等により、調査の平準化に努めた。また、認定審査会の円滑な運営のため、新任の委員には、認定審査会新任研修、現任の委員には、介護認定審査会委員現任研修及び介護認定審査会運営適正化研修を兼ねた認定審査セミナーへの参加などを通じ、審査判定基準の平準化と公平・公正性の確保に努めた。原則として介護認定の申請から30日以内が認定処分決定の期間であるが、間に合わず決定期間を延長している現状がある。調査体制の整備及び業務委託の検討により対応していきたい。

(4) 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

介護保険制度の趣旨や認定の仕組み、サービスの利用方法等について毎年パンフレットを作成し、出前講座や各種研修を通じて市民への周知、理解に努めるほ

か、認定調査員、地域包括支援センター、介護サービス事業者とも意見・情報交換会を実施し市民の要望の共有化に努めている。また、介護保険課以外にも市内7ヶ所の地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族からの様々な介護に関する相談に対応している。

制度の周知・啓発の方法については適宜見直しを行い、高齢者に理解しやすいようものになるよう検討を行っていく。

(5) 介護事業所における防災対策への啓発・指導

集団指導や実地指導等において防火対策・防災対策の啓発・指導に努めている。また、消防法上スプリンクラーや自動火災報知設備等の設置義務はないが、ショートステイ等の宿泊サービスがある事業所に対して、国の補助事業を活用した整備を推進した。平成25年10月には、市内の事業所に対して、防火安全対策の徹底や防災設備の設置及び点検に関する再確認を要請した。今後も法改正の動向を踏まえ適切な啓発・指導を行う。